

## 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について

### 1 計画策定の理由

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として市町村に策定が義務付けられた老人福祉事業の供給体制の確保及び介護保険給付の円滑な実施について定める計画である。

今年度で第8期計画の計画期間が終了することから、新たな計画を策定するものである。

### 2 計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

### 3 策定体制等

#### (1) 検討組織

青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会

#### (2) 市民意見の聴取

- ・アンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」）の実施（令和4年12月実施）
- ・わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施
- ・青森市老人クラブ連合会等関係団体に対する意見照会

### 4 スケジュール

令和5年度

- ・計画素案の作成（～11月）
- ・わたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施（12月）
- ・計画の策定（3月）

令和6年度

- ・計画の実施
- ・市民への周知